

# サービス計画全員必要に作成の人材確保課題

障害者相談支援 今月から強化

## 県内市町手探り

障害者自立支援法の見直しなどで今春、障害者への相談支援体制が強化された。今後3年間で、障害福祉サービスを利用する全ての人利用計画を作成することなどが目玉。県内では9千人近くが対象になるが、マンパワー確保など準備が追いつかない面もあり、市町は手探りでスタートした状態だ。

利用計画は、市町が指定した事業者の相談支援専門員が作成。障害者・家族のニーズや生活環境をアセスメント(評価)し、活用するサービスなどを検討する。市町がサービス支給量を決める際の根拠となる。

従来も同様のプラン

作成文援はあったが、全国的に低調。愛媛では月当たりの利用者が10人程度だった。旧制度について県は「対象者が限られていたほか、サービス量決定に

も関係せず、広がりを欠いた」と分析する。

一転して、今後は対象者が大幅増。国が手続きの詳細を示したのが3月ということもあり、市町や事業者がからだた。

市町が「新制度は始まりは「新制度は始まつたがどう転がるか見えてない」との声が漏れ

対象者が3400人

に上る松山市はスタート時期自体が未定。市

障がい福祉課は「相当

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

市町が「新制度は始まつたがどう転がるか見えてない」との声が漏れ

対象者が3400人

に上る松山市はスタート時期自体が未定。市

障がい福祉課は「相当

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

う。課題は利用計画を作ら手続きを進めるとい

### 4月からの障害者相談支援体制

内容		実施主体
相談支援専門員が利用者(または障害児)をアセスメントし、「サービス等利用計画」案を作成。福祉サービス事業者らの意見を聴くなどし、計画を交付する。その後のモニタリングも行う	特定相談支援事業者 (市町が指定)	
		障害児相談支援事業者 (市町が指定)
①地域移行支援 施設や病院の入所者が地域生活に移る際、「地域移行支援計画」を作成。訪問相談、障害福祉サービス利用や宿泊の体験などを通じて生活準備をサポートする	一般相談支援事業者 (県・松山市が指定)	
②地域定着支援 緊急時に連絡する家族やサービス事業者、医療機関などを記載した「地域定着支援台帳」を作成。常時の連絡体制を確保した上で、緊急時にも対応する		
福祉サービス利用や社会生活全般にかかる情報提供・相談支援、権利擁護のための援助、ピアカウンセリングなどを行う	市町または特定・一般相談支援事業者 (市町が委託)	

賄えるか、事業所側も見通せないのでどう」と推し量った。

一方、四国中央市で

は効率を考えて事業者

と同士の連携を模索。総

合的な窓口の基幹相談

支援センターを置き、

業務の一環として、利

用者の同意の上で複数

事業者がプラン内容を

議する。市などは得

意分野のアイデアを持

ち寄り、計画を練る。

相互審査でき、困難事

例のたらい回しも防げ

る」と期待する。

制度見直しでは他

に、精神科病院や障害

者入所施設を出た人の

生活支援でも取り組み

を強化。県障害福祉課

は「相談支援専門員の

質・量の確保をバック

アップしていく。身近

な地域での相談支援が

基本だが、事業者が少

ない市町もあり、やや

広域的な対応も考える

必要がある」としてい

る。(高橋舞)